

1 県民防災力の向上		
(1) 県民の防災意識の啓発		
①	啓発イベントなどによる普及・啓発の実施	「県防災の日 (5月第4日曜日)」 「防災週間 (8月30日～9月5日)」 「津波防災の日 (11月5日)」 等に合わせ、年間を通じて地震・津波に対する情報発信、防災啓発イベントや講演会等を実施
②	グループや団体を対象とした出前防災講座等の実施	防災士等による防災講座の実施
③	防災についての普及・啓発のための資料等の充実	既存のパンフレット等の見直しを行うなど、地震・津波等に関するわかりやすい防災啓発資料の更なる充実
④	ハザードマップ・津波避難計画等の充実	宮崎県津波浸水想定及び津波災害警戒区域を踏まえた津波ハザードマップの更新 津波避難計画の策定の促進
⑤	防災情報の正しい理解の促進	啓発活動や出前防災講座等を通じて、南海トラフ地震に関する基礎知識や津波警報や注意報、南海トラフ地震臨時情報等の意味や対応方法などの各種防災情報の的確な広報・周知 みやざきシェイクアウト訓練の実施 津波避難等に関する県民の意識や行動の実態を把握するための調査の実施
(2) 自主防災活動の充実		
①	自主防災組織の結成・活動の促進	自主防災組織活動カバー率の向上 自主防災組織を対象とした研修会や講師派遣の実施 自主防災組織の資機材整備の補助事業や自治会長等に対する研修会の実施
②	防災士など地域における防災活動リーダーの育成	県内防災士数の確保 県内女性防災士数の確保
③	地域にふさわしい防災力の強化	自主防災組織を対象とした研修会や講師派遣の実施 市町村と連携のもと防災士を活用して地区防災計画策定を支援 防災士スキルアップ研修の改善
		地元住民を対象とした土砂災害に関する出前講座を開催し、防災への取組を促進
(3) 学校における防災教育の推進		
①	学校安全教育推進校 (災害安全) における実践と検証	津波浸水想定地域内の拠点校における地域と連携した防災の取組の実施100%【R10】
②	教職員を対象とした防災研修の実施	各学校における防災教育の定着 ・発達段階に応じた組織的・系統的な防災教育の実践 ・防災教育カリキュラムの作成及び改善 ・地域及び専門家と連携した防災教育の実践 ・教職員の防災に関する意識の高揚並びに知識の向上を図るための研修会の実施
③	高校生防災・学校安全研修の実施	地域と学校が連携した訓練の実施を促進 防災リーダー養成研修を受講した高校生を中心に、学校やその周辺地域住民と連携した防災への取組
④	学校と地域の防災活動の連携促進	津波浸水想定地域内の学校における学校安全計画や危機管理マニュアルの地域・保護者への周知100%【R10】
(4) 企業防災の推進		
①	事業継続計画の策定促進及び顧客、従業員等の生命の安全確保	策定に関するセミナー開催などによるBCP等策定の促進 BCPIに基づく施設整備や耐震改修に取り組む中小企業者に対する金融支援
		宮崎県備蓄基本指針に基づく備蓄の推進
②	地域社会との連携による被害軽減の実現	地域の消防団、自主防災組織やボランティア等への参加促進等により、地域との連携による訓練の実施を促進
③	地震防災に関する対策計画の策定	市町等と連携し積極的な働きかけを行うことによる、南海トラフ地震防災対策計画の促進
(5) 住宅の耐震化等の促進		
①	耐震化の必要性等に係る啓発	県・市町村の広報、新聞等のマスメディア、各種イベントを活用した年間を通じた周知活動、ダイレクトメール等の所有者への直接的な働きかけ

防災の日フェアなど、年間5回以上の防災イベントの開催【毎年度】

防災士による防災講座の実施 年間100回【毎年度】

災害に対する備えをしている人の割合 85%以上【R12】

沿岸市町における津波ハザードマップの作成 (更新) 及び公表 100%【R12】

シェイクアウト訓練の開催【毎年度】

自主防災組織による活動カバー率 90%【R17】

県内防災士数 1万人【R10】

防災士スキルアップ研修の開催 年間10回【毎年度】

土砂災害防止講座実施数 100地区【R12】

津波浸水想定地域内の拠点校における地域と連携した防災の取組の実施100%【R10】

津波浸水想定地域内の学校における児童生徒が安全上の課題について考え、主体的な行動につなげる取組の実施100%【R10】

研修を受けた高校生たちが、研修の内容を生徒会活動や学校行事等で活用したい (伝えたい) と回答する学校100%【R9】

津波浸水想定地域内の学校における学校安全計画や危機管理マニュアルの地域・保護者への周知100%【R10】

県内企業における事業継続力強化計画の認定件数 (累計) 1,091件【R8】

(再掲) 災害に対する備えをしている人の割合 85%以上【R12】

県総合防災訓練の実施 年1回【毎年度】

対象事業者における南海トラフ地震防災対策計画策定状況の把握【3年度毎】

・住宅の耐震化率 95%【R12】
・耐震性が不十分な住宅 おおむね解消【R17】

		当面（5年間）の取組	取組目標
	②	木造住宅の耐震化に対する支援等 木造住宅の耐震化事業を周知するため、市町村ごとにダイレクトメール・戸別訪問等の方法により住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組等を規定した「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、毎年度耐震改修等に係る支援目標を設定するとともに、実施、達成状況の把握、検証、公表し対策を進め、木造住宅の耐震化を促進する	(再掲) ・住宅の耐震化率 95%【R12】 ・耐震性が不十分な住宅 おおむね解消【R17】
	③	家具類の転倒、ガラスの飛散及び電気火災防止対策の促進 県・市町村の広報、新聞等のマスメディア、各種イベントを活用した年間を通じた周知活動	(再掲) 災害に対する備えをしている人の割合 85%以上【R12】

2 災害に強い県土づくり			
(1) 地震に強い生活環境の整備			
①	密集市街地の整備、防災空間の確保	電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化を重点的に推進	市街地における緊急輸送道路の無電柱化率 13%【R12】
		市町村における土地区画整理事業の推進	土地区画整理事業の実施中地区 【3地区】【R17】
②	避難場所・避難経路の整備	沿岸市町における津波避難施設の整備 (都市計画事業) 避難路の整備 (都市計画道路事業) 避難地の整備 (都市計画事業)	・沿岸市町における津波避難施設の整備 (都市計画事業)【4箇所】【R17】 ・避難路の整備 (都市計画道路事業)【9箇所】【R17】 ・避難地の整備 (都市計画事業)【1公園】【R17】
		(県スポーツ施設) 指定管理者を通じて、施設の利用者やイベント等の主催者に対して、避難場所・避難経路の周知を行う 指定管理者における避難誘導訓練の実施	避難誘導訓練を年1回以上実施【毎年度】
		(県総合博物館) 総合博物館危機管理マニュアルの見直し 来館者を安全・確実に誘導するための防災・防火訓練の実施	総合博物館危機管理マニュアルの見直しを毎年実施【毎年度】 地震・津波・火災等を想定した来館者等の避難誘導の手順等を定め、職員等での訓練を年2回実施【毎年度】
	(県立西都原考古博物館) 西都原考古博物館危機管理マニュアルの見直し 来館者を安全・確実に誘導するための防災総合訓練の実施 帰宅困難者を想定した飲料水等の備蓄	毎年1回以上の防災総合訓練の実施【毎年度】 20名×3日分の備蓄 (飲料水・食糧・簡易トイレ・アルミ毛布)の確保	
③	高規格道路の未整備区間の早期整備	要望活動等による高規格道路の整備促進	高規格道路整備率 81.5%【R9.3】
④	道路・港湾施設等の整備	緊急輸送道路の整備の推進	緊急輸送道路改良率 85.5%【R9.3】
		緊急輸送道路の法面対策の推進 緊急輸送道路の橋梁、トンネル、横断歩道橋、シェッド・大型カルバート、門型標識等について、5年に1回の定期点検を実施し、早期に修繕が必要な施設の補修を実施	緊急輸送道路上の法面対策済み率 69%【R12】
		耐震岸壁の延伸による災害時の輸送拠点確保 (油津港)	・油津港第10岸壁 (耐震岸壁) 整備事業の事業進捗を図る (目標: 進捗率70%)【R17】
		既存岸壁の改良による耐震岸壁の整備	耐震岸壁の整備漁港数 7漁港【R12】 (島野浦漁港)
⑤	被災した建築物等における安全確保対策の推進	被災建築物応急危険度判定士登録者数の増、初動時の体制整備	県内の被災建築物応急危険度判定士の数 1,000人【毎年度】
		被災宅地危険度判定士登録者数の確保	被災宅地危険度判定士登録講習会の開催【毎年度】
⑥	ブロック塀の安全確認	市町村における危険なブロック塀の把握や補助制度の活用により、大阪府北部地震で被害のあったスクールゾーン内での事故を防止し人命保護を図る さらに、市町村が計画で位置づけた避難路沿道についても補助対象範囲を広げ、危険ブロック塀の除去や安全な塀への建て替えを促進する	イベントを活用した危険ブロック塀等除却に関する支援制度等の周知【毎年度】

(2) 土砂災害対策等の充実			
①	土砂災害警戒区域等の指定・周知	土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査の推進	基礎調査実施数 1,000箇所【R12】
②	土砂災害防止工事の推進	要配慮者利用施設 (24時間滞在型) の土砂災害からの保全推進 避難場所を有する土砂災害警戒区域等の土砂災害からの保全推進	施設整備数 50箇所【R12】
		事前防災・減災の推進を図るため、荒廃森林や山地災害危険地区等の災害のおそれのある森林において治山事業を計画的に実施	山地災害危険地区 (5,583箇所) への治山事業着手
③	造成地災害防止対策の推進	市町村が大規模な盛土造成地を把握する調査の推進 全市町村における大規模盛土造成地マップの公表 大規模盛土造成地を有する9市町における二次スクリーニング計画の実施	大規模盛土造成地を有する市区町村における安全性把握調査完了率 66%【R12】
④	農業用施設等における地震・津波対策の推進	緊急性のある施設の耐震化 未調査施設の現状把握及び優先度評価 防災重点農業用ため池の防災工事等の実施	ため池防災工事等の完了率【R12】 ・劣化状況評価 100% ・耐震性評価 50% ・防災工事等 30%
⑤	森林の山地災害防止機能等の維持増進	森林経営管理制度に基づき、森林所有者から委託を受けた林業経営者による管理等を推進するとともに、所有権移転に係るモデル実証を行い、経営意欲のある者への森林経営の集積・集約化を推進する。	森林経営管理制度における意向調査実施累計面積 17,527ha (R6年度) → 55,800ha (R12年度)
		森林所有者の再造林に関する意識醸成を図り、再造林に対する支援体制を充実するなど、森林所有者の経営意欲の維持・向上を図るとともに、森林経営計画に基づく集約化や森林作業道等の整備、列状間伐の普及など、効率的かつ計画的な間伐を実施	間伐実施面積 2,533ha/年 (R6年) 6,000ha/年 (R12年) 再造林率 79% (R6年) 90% (R12年)
		事前防災・減災の推進を図るため、荒廃森林や山地災害危険地区等の災害のおそれのある森林において治山事業を計画的に実施	(再掲) 山地災害危険地区 (5,583箇所) への治山事業着手
		健全な森林整備の推進及び防災上重要な林道の開設	林内路網密度 39.3m/ha (R6年度) 40.6m/ha (R12年度)
⑥	不法・危険盛土等の監視・対応	既存盛土の安全確認調査及び不法・危険盛土等の監視等	既存盛土の安全確認調査箇所数 2873箇所【R12】
(3) ライフライン対策の促進 (電気、ガス、上下水道、通信)			
①	耐震性、多重性、代替性の確保	上下水道一体となった耐震化計画に基づく施設の耐震化促進	給水区域内かつ下水道処理区域内における重要施設のうち、接続する水道・下水道の管路等の両方が耐震化されている重要施設の割合 32%【R12】
		計画的な水道施設の耐震化促進 耐震化計画の策定 アセットマネジメント (資産管理) の実施	導水管・送水管の耐震化完了率 58%【R12】
②	早期復旧のための体制整備	県内全ての水道事業者で防災訓練を実施	水道事業者及び水道用水供給事業者における危機管理マニュアルの策定率 100%【R12】
		災害時に下水道機能の継続・早期回復を図るため、市町村による下水道BCPの更新及び防災訓練を実施	災害時情報伝達訓練の実施【毎年度】
③	通信サービスの確保と対策	指定避難所への特設公衆電話や無料Wi-Fiの設置促進、携帯電話機や衛星携帯電話機の貸し出し等通信事業者との連携協力 通信事業者との防災訓練 防災行政無線、Lアラートやエリアメール等を利用したライフライン情報の発信 通信サービスの早期復旧のための通信事業者との連携	防災電話及び防災行政無線の通話試験の実施 (毎月) 防災電話交換設備及び防災行政無線設備の更新による通信機能の維持【R12】

(4) 公共建築物等の耐震化の推進			
①	県有施設をはじめとする公共建築物の耐震化の推進	災害時の拠点となる公共建築物の耐震化	災害時の拠点となる公共建築物の耐震化率 100%【R12】
		市町村を含む多数の者が利用する公共建築物の耐震化	多数の者が利用する公共建築物の耐震化率 100%【R12】
		市町村立学校建物の耐震化事業の実施	耐震化率100%【可能な限り早期】
②	特定既存耐震不適合建築物の耐震化に係る指導等	耐震改修促進法第14条第1項の公共建築物である特定既存耐震不適合建築物の耐震化	対象建築物所有者への周知啓発【毎年度】
③	建築物の地震対策の促進	建築物防災週間での周知・啓発	(再掲) 災害時の拠点となる公共建築物の耐震化率100%【R12】
(5) 様々な地域的課題への対応			
①	特定屋外タンクなど危険物保管施設等の安全確保等	危険物取扱施設の安全確保 ・危険物取扱事業所への災害に対するマニュアル作成指導の徹底 ・各消防本部による施設立入検査の徹底	危険物取扱者に対する保安講習の実施【毎年度】
②	文化財の防災対策	建造物の減災について市町村へ周知 文化財保護指導委員に依頼し、文化財パトロール対象の文化財で地震被害の恐れのある文化財についての情報を収集 被災文化財の救出・復旧に必要な未指定文化財リスト(仮称)について検討 文化財地震減災計画(仮称)策定のための情報を収集・作成	不特定の者が立ち入る国宝・重要文化財のうち、特に優先して対策すべきものに係る耐震対策の完了率66%【R12】
③	孤立地域対策	孤立集落の発生を想定した訓練の実施 各家庭や地域における備蓄の推進	孤立地域の発生を意識したシナリオでの訓練実施【毎年度】
④	複合災害対応	日頃から防災・減災の取組の推進 関係機関と連携した早期復旧・復興 複合災害を考慮した各種計画等の検討 複合災害を考慮した訓練シナリオの作成	複合災害を意識したシナリオでの訓練実施【毎年度】

3 津波対策の推進			
(1) 津波災害に強いまちづくりの推進			
①	津波災害に強いまちづくりや避難対策	10県知事会議等での他県の情報収集・要望活動 沿岸市町における津波災害警戒区域の指定に基づく防災対策の推進	10県知事会を通じた国等への要望【毎年度】 沿岸10市町における地域防災計画の改定(避難促進施設の指定等)や津波ハザードマップの更新【R12】
(2) 津波避難場所・避難経路の確保			
①	津波避難場所の確保	避難ビル・高台等の指定にむけた市町との意見交換 指定緊急避難場所や津波避難タワー等の整備に関する支援 沿岸市町からの要望があった場合における、津波避難タワー等の整備に係る支援	(該当地域がある場合) 特定避難困難地域の解消【R17】 県の津波浸水想定に基づく特定避難困難地域の解消【4施設】【R17】
②	津波避難経路の確保	地域の重要な避難経路の整備に関する支援	市町村のニーズにあった支援の継続【R17】
(3) 津波避難に対する普及・啓発			
①	あらゆる機会を活用した普及・啓発活動の実施	「県防災の日(5月第4日曜日)」「防災週間(8月30日~9月5日)」「津波防災の日(11月5日)」等に合わせ、年間を通じて地震・津波に対する情報発信、防災啓発イベントや講演会等を実施	(再掲) 防災の日フェアなど、年間5回以上の防災イベントの開催【毎年度】
(4) 津波情報の迅速・的確な伝達			
①	津波情報の伝達手段の強化	県民等への情報伝達手段の周知・啓発及び防災訓練等の実施 宮崎県防災・防犯メールサービス、県公式SNS等の登録の推進	沿岸市町における防災行政無線等の多様な災害情報伝達手段(Jアラートによる自動起動機能を含む。)の整備率 100%【R12】
(5) 津波からの避難体制の充実			
①	沿岸市町における津波ハザードマップ等の整備	宮崎県津波浸水想定を踏まえた津波ハザードマップの更新 津波避難計画の策定の促進	(再掲) 沿岸市町における津波ハザードマップの作成(更新)及び公表 100%【R12】
②	津波避難訓練の実施	地域単位の防災訓練の重要性についての理解を求め、沿岸10市町の対象地域全てで実施	津波避難訓練を毎年実施する市町村の割合 100%【R17】
③	住民以外の津波避難の支援	避難誘導看板の整備等に関するきめ細かな財政支援 パンフレット等による避難対象地区や避難場所、避難経路に関する周知 スマートフォンや携帯電話を活用した津波避難に関する情報の提供 旅行事業者との連携による避難支援対策の促進 宮崎県観光 Wi-Fi サービス「MIYAZAKI FREE Wi-Fi」を活用した災害時における緊急モード(認証不要で利用可)での運用 訪日外国人向け多言語コールセンターの運営 ホテル・旅館、旅行関係事業者への研修会等を通じて旅行者の安全対策の意識啓発	(再掲) 防災の日フェアなど、年間5回以上の防災イベントの開催【毎年度】 市町村、ホテル・旅館、旅行関係事業者へ研修会等を通じた安全対策の意識啓発を定期的実施
(6) 南海トラフ地震臨時情報の周知・理解			
①	臨時情報に関する周知啓発(県民向け)	県HPやリーフレット等での周知啓発 南海トラフ地震防災対策計画の策定状況の把握及び指導	南海トラフ地震臨時情報の内容を理解している県民の割合 50%【R12】
②	臨時情報に関する理解促進(自治体向け)	市町村向け勉強会等の開催 ガイドライン等の国の情報についての周知 設定状況に関する定期的な調査の実施	南海トラフ地震臨時情報に関する市町村向け勉強会の開催【毎年度】

(7) 津波を防御する施設の整備・充実等				
①	海岸保全施設、港湾・漁港施設、河川管理施設等の整備推進	(漁港) 拠点漁港11漁港において地震・津波対策の事業を推進 海岸保全基本計画に基づき、津波に対する要対策箇所について、各海岸管理者と連携を図りながら、利用者との調整・合意形成に努める 関係機関と連携を図りながら、必要な箇所において、水門や陸間の自動化・遠隔操作化等を検討 土佐呂漁港海岸にて整備を促進	防波堤等の地震津波対策完了漁港数7漁港【R12】 (目井津、青島、島野浦漁港)	
		(河川) 交付金事業で津波遡上区間も含め事業実施中の4水系について、レベル1津波遡上区間の堤防の耐震化を順次実施 河川単独で事業効果が発揮でき、津波・高潮・耐震対策河川事業で事業中の14水系について、堤防の耐震化を順次実施 港湾・漁港における海岸事業と連携し、一体的な整備が必要な17水系について、港湾・漁港管理者と連携しながら、対策検討に順次着手	堤防の耐震化を推進する。【毎年度】	
		(港湾) 海岸保全施設を有する14港湾海岸について、長寿命化計画に沿って必要な維持管理を実施 海岸保全基本計画で津波に対する要対策箇所と位置づけられる10港湾・海岸について、漁港管理者や河川管理者と連携しながら、防護ラインの検討、利用者との調整・合意形成を図る 水門や陸間については、防護ラインの検討の際に必要な配置を検討するとともに、自動化・遠隔操作化の検討に着手 浸水範囲や港湾利用状況などから整備優先度の高い箇所から漁港事業や河川事業と連携を図りながら、順次事業着手	・近年の施設点検結果をもとに14港湾海岸について長寿命化計画の改定を実施(目標:14港湾海岸)【R17】 ・水門・陸間の統廃合、自動化等の検討(目標:14港湾海岸)【R17】 ・津波に対する要対策箇所と位置づけられる10港湾海岸のうち事業実施中の2箇所について事業進捗を図るとともに残りの海岸に関し防護ラインについて利用者との合意形成を図る(目標:2海岸)【R17】	
	②	水門・陸間等の自動化・遠隔操作化等の促進	(河川) 交付金事業で津波遡上区間も含め事業実施中の4水系について、レベル1津波遡上区間の樋門等の耐震化・無動力化を順次実施 河川単独で事業効果が発揮でき、津波・高潮・耐震対策河川事業で事業中の14水系について、樋門等の耐震化・無動力化を順次実施 港湾・漁港における海岸事業と連携し、一体的な整備が必要な17水系について、港湾・漁港管理者と連携しながら、対策検討に順次着手	樋門等の耐震化・無動力化を推進する。【毎年度】
			(港湾) 海岸保全施設を有する14港湾海岸について、長寿命化計画に沿って必要な維持管理を実施 海岸保全基本計画で津波に対する要対策箇所と位置づけられる10港湾・海岸について、漁港管理者や河川管理者と連携しながら、防護ラインの検討、利用者との調整・合意形成を図る 水門や陸間については、防護ラインの検討の際に必要な配置を検討するとともに、自動化・遠隔操作化の検討に着手 浸水範囲や港湾利用状況などから整備優先度の高い箇所から漁港事業や河川事業と連携を図りながら、順次事業着手	・近年の施設点検結果をもとに14港湾海岸について長寿命化計画の改定を実施(目標:14港湾海岸)【R17】 ・水門・陸間の統廃合、自動化等の検討(目標:14港湾海岸)【R17】 ・津波に対する要対策箇所と位置づけられる10港湾海岸のうち事業実施中の2箇所について事業進捗を図るとともに残りの海岸に関し防護ラインについて利用者との合意形成を図る(目標:2海岸)【R17】

4 被災者の救助・救命対策			
(1) 迅速な救助のための体制強化			
①	救助関係機関との連携強化	継続的な県総合防災訓練及び図上訓練を通じて連携を強化 ヘリ運用に係るソフト面の更なる整備に加え、運行管理システムやヘリベースにおける支援体制などハード面を整備 各種マニュアルの整備を推進 1年に1度優先供給施設の情報更新を行い関係機関との情報共有を推進	総合防災訓練を通じた連携強化【毎年度】
②	ヘリコプターを活用した情報収集、救助等に向けた環境整備	継続的なヘリコプター運用調整会議の開催 ヘリ運用調整所業務の細部運営要領の更新、具体化 ヘリ運用に係るソフト面の更なる整備に加え、運行管理システムやヘリベースにおける支援体制などのハード面を整備し、訓練等を通じて検証を実施	ヘリコプター燃料備蓄庫の整備 5カ所【R8】 ヘリベース等の運用検証【毎年度】
(2) 災害時医療体制の強化			
①	DMAT隊員有資格者の確保	基幹災害拠点病院はDMAT5チーム以上、地域災害拠点病院はDMAT2チーム以上を保有及び維持 都道府県DMAT隊員養成研修の実施	DMATチーム数 40チーム【R11】
②	DMATの円滑な運用	DMATが主体となった会議体（DMATコア会議、DMATロジスティクス部会）を定期的の実施設置し、災害医療に関する課題の検討や訓練・研修内容の企画といった活動方針を協議 大規模災害を想定した訓練や研修を毎年度実施	災害医療に係る訓練や研修の実施 年1回【毎年度】
③	災害拠点病院の機能強化	県内全災害拠点病院の指定要件の充足	災害拠点病院の指定要件確認の実地調査 年1回【毎年度】
④	重症患者の医療搬送	訓練等による被災の状況に応じた迅速かつ適確な医療搬送体制等の検討 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置に必要な資機材の維持・管理	SCUの装備点検 年1回【毎年度】
⑤	災害医療関係者の連携強化	宮崎県災害医療コーディネーター研修の開催 各二次医療圏におけるEMIS・衛星電話等を活用した情報伝達訓練の定期的な実施 都道府県災害医療コーディネーター研修への参加	災害医療コーディネーター研修の開催 年1回【毎年度】 EMIS入力訓練の実施 年1回【毎年度】
⑥	地域の医療提供体制の維持	病院の業務継続計画（BCP）策定促進 国が主催するBCP策定研修への参加周知 事前リストの検討 大規模地震時医療活動訓練若しくは県総合防災訓練への参加	BCPを策定している災害拠点病院等の割合100%【R11】 大規模地震時医療活動訓練若しくは県総合防災訓練への参加【毎年度】

5 被災者支援、災害関連死対策			
(1) 保健医療福祉活動体制の充実			
①	保健医療福祉調整本部体制の充実・強化	関係機関・団体を含む保健医療福祉調整本部会議の開催	保健医療福祉調整本部会議の開催 年1回以上【毎年度】
		本部要員職員を対象とした研修の実施 医療・保健・福祉の専門職及び防災業務に従事する行政職員を対象とした研修の実施	本部要員研修の実施 年1回以上【毎年度】 災害対応力向上のための研修開催 年1回以上【毎年度】
	保健医療福祉調整本部訓練の実施	継続的な訓練の実施 関係機関との連携の維持	保健医療福祉調整本部図上訓練の実施 年1回以上【毎年度】
	DHEAT (災害時健康危機管理支援チーム) の体制整備	国主催のDHEAT養成研修への職員派遣 宮崎県DHEAT養成研修の実施	DHEAT養成研修 (国主催) への職員派遣 年1回以上【毎年度】 DHEAT基礎編研修 (県主催) の実施 年1回以上【毎年度】
④	DWAT (災害派遣福祉チーム) の人材確保・技能維持	年数回開催されるネットワーク協議会において、登録員確保のための周知広報を実施 登録員研修 (登録予定者に対する研修)、フォローアップ研修 (登録員に対する研修) を実施	登録員研修及びフォローアップ研修を年1回以上開催する【毎年】
(2) 避難所環境の整備・充実			
①	被災者対応の強化	各市町村における備蓄の促進 指定緊急避難場所・指定避難所の指定 地域住民や防災士を運営主体に取り入れた避難所運営マニュアル等の作成 市町村によるスフィア基準や男女共同参画の視点に配慮した避難所の環境整備への取組支援 スマートフォンや携帯電話を活用した避難所情報の提供 県内における市町村間の災害時の応急対策の支援・受援体制の確立と計画の策定 住家の被害認定・罹災証明発行等に関する研修の実施 市町村による避難所環境整備への財政支援	県主催のトイレ・ベッド等の災害用物資・資機材を活用した避難所開設訓練 年1回以上【毎年】
		「障がい者・高齢者のための防災マニュアル」の改訂、市町村等への周知、活用促進	「障がい者・高齢者のための防災マニュアル」について、県ホームページ等を通じて市町村等へ広く周知し、活用促進【R8~】
		県、社会福祉協議会や社会福祉施設等関係団体などの官民共同による「災害福祉支援ネットワーク」を構築し、一般避難所等で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム (DWAT)」を組成する	災害福祉支援ネットワーク協議会を年1回以上開催【毎年】
		県、医師会、リハビリテーション専門職等関係団体などで構成する「県医療介護推進協議会地域リハビリテーション支援体制検討部会」における災害リハビリテーション支援体制の構築に向けた検討 一般避難所等へ宮崎JRA Tの派遣による災害時要配慮者の災害関連死や生活不活発病の防止	宮崎JRA T支援スタッフ養成者数 R8.2.16時点 令和10年度末 R-スタッフ 1名 → 5名 L-スタッフ 3名 → 10名 D-スタッフ 2名 → 15名 E-スタッフ 0名 → 50名
②	被災者のこころのケア対策	精神科医療及び精神保健活動の専門的支援を行うための災害派遣精神医療チーム (DPAT) の整備による緊急支援体制の整備・強化 「災害時こころのケア活動マニュアル」(H28.1作成、R5.12改訂) の周知	各精神科病院におけるDPAT構成員保有率 100%【R12】
③	避難所等の保健衛生・防疫対策	各避難所の「避難所感染症予防・衛生チェックリスト」の活用による問題解決、関係部署への連携強化、及び支援体制の整備	【薬務感染症対策課】市町村に対し、災害時の感染症についての学習の場を設ける。 【衛生管理課】災害時、厚生労働省が作成しているリーフレットを保健所を通じて市町村へ即時に配布できるよう準備する。
④	避難所外避難者対策と広域避難対策	県内市町村間での避難者受入に係る連携	広域での避難を想定した訓練の実施【毎年度】

(3) 要配慮者等の支援対策の充実			
①	要配慮者の特性に係る理解の促進	市町村地域防災計画における訪日外国人旅行者の災害時の安全確保に関する項目の追加 個別避難計画に関する研修会の実施	個別避難計画に関する研修会の開催【毎年、1回以上】
		自治体職員のための外国人支援防災講座の開催 災害時に外国人をサポートするボランティアの養成	取組の継続 (年1回以上)
		「障がい者・高齢者のための防災マニュアル」の改訂、市町村等への周知、活用促進	「障がい者・高齢者のための防災マニュアル」について、県ホームページ等を通じて市町村等へ広く周知し、活用促進【R8~】
②	要配慮者への防災対策	全市町村における福祉避難所の指定 市町村によるスフィア基準や男女共同参画の視点に配慮した避難所の環境整備への取組支援	個別避難計画に関する研修会の開催【毎年、1回以上】
		多言語による防災関連情報や防災パンフレットの提供 外国人住民向け防災セミナーの開催 災害時に外国人をサポートするボランティアの養成 (再掲) 災害発生時における多言語による情報提供・相談対応体制の整備 (みやざき外国人サポートセンター (災害対応体制)) 災害発生時における市町村等に対する通訳・翻訳支援体制の整備 (宮崎県災害時多言語支援センター)	取組の継続【毎年度】 災害発生時の体制の点検・見直し
		「障がい者・高齢者のための防災マニュアル」の改訂、市町村等への周知、活用促進	「障がい者・高齢者のための防災マニュアル」について、県ホームページ等を通じて市町村等へ広く周知し、活用促進【R8~】
③	要配慮者に係る避難訓練の充実等	個別避難計画に関する研修会の実施や実効性を高めるための避難訓練の実施	個別避難計画に関する研修会の開催【毎年、1回以上】
		「障がい者・高齢者のための防災マニュアル」の改訂、市町村等への周知、活用促進	「障がい者・高齢者のための防災マニュアル」について、県ホームページ等を通じて市町村等へ広く周知し、活用促進【R8~】
		関係機関や周辺住民と連携した避難訓練等の実施促進	浸水想定区域にある高齢者施設の避難確保計画策定状況 100%【R8】
④	避難行動要支援者の避難行動支援に係る取組の促進	避難支援にかかる個別避難計画の策定に対する助言 津波浸水想定区域にある医療・福祉施設における避難計画の策定や訓練等を実施	個別避難計画に関する研修会の開催【毎年、1回以上】
		「障がい者・高齢者のための防災マニュアル」の改訂、市町村等への周知、活用促進	「障がい者・高齢者のための防災マニュアル」について、県ホームページ等を通じて市町村等へ広く周知し、活用促進【R8~】
⑤	旅行者等への防災対策	多言語や多様な手段による災害情報の提供 分かりやすい避難所表示等の導入を促進 関係団体や観光関係者等と連携した避難対策等の推進 宮崎県観光 Wi-Fi サービス「MIYAZAKI FREE Wi-Fi」を活用した災害時における緊急モード (認証不要で利用可) での運用 訪日外国人向け多言語コールセンターの運営 ホテル・旅館、旅行関係事業者への研修会等を通じて旅行者の安全対策の意識啓発	市町村、ホテル・旅館、旅行関係事業者へ研修会等を通じた安全対策の意識啓発を定期的実施
(4) 物資支援対策の強化			
①	備蓄の推進	備蓄目標に向けた備蓄物資の調達 新物資システム (B-PLo) を活用した備蓄物資の管理 必要に応じた「宮崎県備蓄基本指針」の見直し	地方公共団体における新物資システム (B-PLo) の操作訓練参加率 100%【R12】
②	物資関係拠点施設の活用	物資拠点施設を活用した物資輸送訓練の実施 民間事業者等との連携体制の構築 必要に応じた広域物資輸送拠点の見直し	県内6カ所全てにおける広域物資輸送拠点での物資輸送訓練の実施【R12】
③	ラストマイルの整備	総合防災訓練にあわせた実働訓練の実施 市町村における支援物資輸送について、「ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック」(国土交通省)を参考に状況確認し、必要事項が受援計画に記載されるよう促す	総合防災訓練にあわせた実働訓練の実施【毎年度】

6 県、市町村の防災体制の充実、広域連携体制の確立			
(1) 県の防災体制の充実			
①	デジタル技術も活用した災害対策本部体制の充実・強化	A I等のデジタル技術等を活用した災害対策本部における情報収集・分析、広報機能の強化及び省力化 市町村へ派遣する情報連絡員 (危機管理局経験者等) への研修の推進	宮崎県防災情報共有システムと国の新総合防災情報システム (SOBO) を接続させ、得られる情報の多様化を図る。【R10】 宮崎県防災情報共有システムにA I等のデジタル技術等を活用したツールを実装させる。【R12】
②	防災担当職員の災害対応能力の向上	県及び市町村職員を対象とした研修の実施と関係機関への訓練参加要請	市町村・防災関係機関と連携した図上訓練等の実施【毎年度】
③	情報収集・分析・共有、広報機能の強化	市町村へ派遣する情報連絡員の研修・登録の推進	情報連絡員に対する研修の実施【毎年度】
		災害対策本部における情報収集・分析、広報機能の強化	宮崎県防災情報共有システムと国の新総合防災情報システム (SOBO-WEB) を接続させ、得られる情報の多様化を図る。【R10】【再掲】 宮崎県防災情報共有システムにA I等のデジタル技術等を活用したツールを実装させる。【R12】【再掲】
		ホームページやSNSにおける災害情報等の発信	災害発生時における迅速・適切な情報発信を図るための訓練参加【毎年度】
④	県総合防災訓練・図上訓練・広域物資輸送拠点運営訓練の充実	継続的な総合防災訓練の実施 関係機関との連携の維持 災害応急対策活動マニュアルに基づく基礎的事項の反復訓練 各種災害等への対応について訓練	市町村・防災関係機関と連携した図上訓練等の実施【毎年度】【再掲】
⑤	業務継続計画 (BCP) の推進	BCP実施要領に基づく「事前の備え」の着実な実行	B C P推進会議及び訓練の実施【毎年度】 必要物資の備蓄・物資更新【毎年度】
		本庁舎、総合庁舎 (西臼杵支庁を含む) 及び合同庁舎の適切な維持管理	日常の点検を適切に行い、劣化や損傷の状況に応じた修繕・改修等を行う。【毎年度】
⑥	緊急輸送等のための交通インフラの確保	「宮崎県道路啓開計画」に基づき、警察等の関係機関との連携強化を図り、具体的な啓開体制について検討 緊急輸送道路の法面対策の推進	・宮崎県道路啓開計画を改定【R9.3】 ・(再掲) 緊急輸送道路の法面対策済み率 69%【R12】
		重要港湾3港において、港湾BCP及び港湾管理者行動計画に基づく防災訓練の実施	重要港湾3港における防災訓練の実施【毎年度】
⑦	支援の受入体制の構築	他県等が参加する訓練等を通じた連携の強化 宮崎県災害時受援計画の見直し 県における受援対策マニュアルの作成・見直し 市町村における受援計画策定 各拠点の運営を充実させるための施設機能強化 (非常用電源の確保を含む)	市町村における受援計画の策定率 100%【R15】
⑧	災害時緊急通行車両等への燃料供給体制の整備	中核SS等に保管する備蓄燃料の確保	中核SS等への燃料備蓄の継続【毎年度】 災害時専用臨時設置給油設備の運用マニュアル作成及び各施設での訓練実施【R12】
⑨	復興に向けた事前準備の推進	復興方針や復興計画等の事前作成に関する研究・検討 県地域防災計画への復興事前準備の位置付け 市町村における関連計画等への復興事前準備の記載の促進	県としての復興方針 (案) や復興計画 (案) の事前作成【R17】
		事前復興まちづくり計画策定のための県版ガイドライン作成 市町村による事前復興まちづくり計画策定の促進 市町村における都市計画マスタープランへの復興事前準備の位置付け	・市町村における都市計画マスタープランへの復興事前準備の位置付け 19市町【R17】 ・市町村における事前復興まちづくり計画の策定完了 沿岸10市町【R14】
		賃貸型応急住宅の迅速な提供を行うため、不動産関係団体と連携強化を図る等、必要な体制の整備に努める。 あらかじめ応急仮設住宅の必要量を考慮の上、建設用地を確保する。 応急仮設住宅を迅速に建設することができるよう、必要に応じてあらかじめ建設事業者団体等と応急仮設住宅の建設及び建設資材の提供等に関する協定を締結しておく。	仮設住宅建設候補地台帳の更新【毎年度】 応急仮設住宅の供給等に関する関係団体との意見交換【毎年度】
⑩	災害廃棄物処理対策	宮崎県災害廃棄物処理計画の適宜見直し 市町村災害廃棄物処理計画の策定支援と連携 市町村ブロック間連携の検討 仮置場候補地の選定と確保 民間事業者との協力連携体制の整備	災害廃棄物処理計画の改定実施 (県及び26市町村)

(2) 市町村の防災対策の充実			
①	市町村の災害対応能力の強化	市町村職員を対象とした研修の開催 県と市町村、市町村間における災害時の支援体制の強化 外部からの受援が円滑に行われるよう助言・支援	市町村・防災関係機関と連携した図上訓練等の実施【毎年度】【再掲】 個別避難計画に関する研修会の開催【毎年、1回以上】
②	市町村庁舎の維持確保	防災拠点となる庁舎の耐震化の促進 市町との意見交換を密にし、津波浸水エリア内にある市町村庁舎等の津波対策の促進 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の設定	(再掲) 災害時の拠点となる公共建築物の耐震化率100%【R12】
③	業務継続計画 (BCP) の策定促進	研修会の開催などによる業務継続計画 (BCP) の策定の促進	業務継続計画 (BCP) に関する研修会の実施【R10】
④	消防力の充実・強化	南海トラフ地震の発生に備えた消防体制の充実強化を支援 女性や若者を中心とした消防団員確保の取組を実施	・消防団活動の安全確保や省力化につながる資機材整備に対する補助 (26団体対象) 【毎年度】 ・県消防大会 (参加者: 約800人) や女性消防団員活性化大会 (参加者: 約150人) の実施【毎年度】 ・消防団への加入促進や活動への理解醸成を図るためのチラシ配布やSNSによる広報の実施及び企業訪問 (加入促進チラシ: 約9万部、企業訪問: 20箇所) 【毎年度】
⑤	罹災証明書交付の迅速化のための対策	被害認定調査や罹災証明書交付業務に行政職員を配置できるような体制づくり (住民主体の避難所運営に向けた取り組み等) 災害応急対策に係る研修の実施 県及び市町村職員を対象とした住家被害認定調査に係る研修の実施	市町村向け・住家被害認定調査・罹災証明に関する研修会の開催【毎年、1回以上】
(3) 国、指定公共機関との連携強化			
①	国の関係機関との連携	南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会や九州防災連絡会における訓練等を通じた連携の強化 九州地域の災害時の応急対策に関する検討	市町村・防災関係機関と連携した図上訓練等の実施【毎年度】【再掲】
		令和7年度に改訂予定の「九州道路啓開計画」を実施するための体制構築及び訓練	(再掲) 宮崎県道路啓開計画を改定【R9.3】
②	指定公共機関との連携	南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会や九州防災連絡会における訓練等を通じた連携の強化 九州地域の災害時の応急対策に関する検討	市町村・防災関係機関と連携した図上訓練等の実施【毎年度】【再掲】
		令和7年度に改訂予定の「九州道路啓開計画」を実施するための体制構築及び訓練	(再掲) 宮崎県道路啓開計画を改定【R9.3】
(4) 企業、民間団体との連携強化			
①	協定の締結	協定内容を実施するための手続きを定めた要領等の整備 協定締結機関の総合防災訓練への参加による連絡体制・手続きの検証 拠点業務を円滑に実施するための拠点の機能強化 物流事業者等と連携したマニュアルの策定と共有	協定の実効性を高めるための訓練の実施【毎年度】
②	ボランティア関係機関との連携	大規模災害時に、NPO・ボランティア等による被災者支援活動が円滑かつ効果的に行われるよう、行政、社会福祉協議会及びNPO・ボランティア団体等における連携・協働体制の構築	大規模災害時に自地域の行政、社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体等で被災者支援活動が行える連携・協働体制が構築できている市町村数 9市町村【R9】
(5) 広域連携体制の確立			
①	県域を越えた連携体制 (応援・受援体制) の構築	「南海トラフ地震における応急対策職員制度アクションプラン」や「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動計画」及び「県実施計画」の実効性の確保を図るため、平時から研修、意見交換及び訓練等を計画的に実施します。	各種計画の実効性を高めるための訓練の実施【毎年度・年1回以上】
②	県内における相互支援体制の確立	沿岸市町における避難や被災者支援対策等の情報共有 県内における市町村間の災害時の応急対策の支援・受援体制の確立と計画の策定	宮崎県津波対策推進協議会又は同幹事会の開催【毎年度】